**障害者控除対象者認定の申請について**

要介護認定を受け、一定の要件を満たす方（６５歳以上）は障害者手帳をお持ちでない場合でも、日野市が交付する「障害者控除対象者認定書」を提出すると税の所得控除（市民税、都民税申告・確定申告）を受けることができます。

**対象者**　（1）～（4）の全てに該当する方

（1）申告対象となる年の１２月３１日に、要介護認定を受けている６５歳以上の方

（2）日野市に住民登録がある方

（3）要介護認定の認定調査票または主治医意見書の内容が、認定基準に該当する方

（4）障害者手帳等の交付を受けていない方

**申請方法**　申請者は、対象者もしくは対象者を扶養する申告予定者。

（1）**窓口申請**・・・市役所２階介護保険課介護保険係へ提出

　　・対象者の介護保険被保険者証を提示のうえ、「障害者控除対象者認定申請書」を記入し、返送用封筒を添付して、提出してください。

　　・申請者が対象者以外の場合は、申請者の本人確認できるもの（運転免許証、健康保険証など）を提示してください。

（2）**郵送での申請**

　　・「障害者控除対象者認定申請書」（ホームページからダウンロードできます）、介護保険被保険者証のコピー、返送用封筒を同封し、郵送してください。

　　・申請者が対象者以外の場合は、申請者のご本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）のコピーを同封してください。

**※認定書（または非該当通知）は、申請が窓口、郵送いずれの場合でも後日郵送します。**

**申請時、返送用封筒を必ず添付または同封してください。（84円切手を貼り、返送先　の住所、氏名を記入）**

**送付先**

　　〒１９１－８６８６　　日野市神明１－１２－１

　　　日野市介護保険課介護保険係　宛

**申請書ダウンロード**　日野市ホームページ

　　健康・医療・福祉 → 介護保険 → 利用者負担 → 税の控除→ 障害者控除について

**申請受付**

**申告の対象となる年の、翌年１月の開庁日から受付開始です。**

**（令和5年分の申告に使用する障害者控除認定申請は、令和6年1月4日から受付けます。）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　裏面の注意事項等をご覧ください

**注意事項**

　①　基準日を前年の１２月３１日とし、基準日に有効である要介護認定結果の認定審査会資料に基づき認定します。（ただし、対象者が年の途中で死亡、出国している場合は、基準日は死亡日、出国日となります。）

　②　申請書受理後、認定書（または非該当通知）の送付まで、１～2週間かかります。

　　　また、住所地特例で介護保険者が日野市以外の方や、転入継続の方の場合は、介護保険認定審査会資料の確認に時間がかかるため、送付まで２週間以上かかる場合があります。

　③　返信用封筒に貼る切手は、発行枚数により８４円を超える場合がありますのでご確認ください。（過年分を今回併せて申請する場合など）

　④　成年後見人、保佐人、補助人の方が申請する場合は、「登記事項証明書」のコピーを添付してください。

**税金の控除額**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所得控除 | 市民税・都民税 | 所得税 |
| 障害者 | ２６万円 | ２７万円 |
| 特別障害者 | ３０万円（同居の場合５３万円） | ４０万円（同居の場合７５万円） |

**問い合わせ先**

　①　認定書の交付に関すること

　　　日野市介護保険課介護保険係　　電話　０４２－５１４－８５０９（直通）

　②　所得税に関すること

　　　日野税務署　　　　　　　　　　電話　０４２－５８５－５６６１

　③　住民税（市民税・都民税）に関すること

　　　日野市市民税課市民税係　　　　電話　０４２－５１４－８２３８（直通）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　０４２－５１４－８９５４（直通）